

防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出要綱

平成30年1月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者及び難聴者に対し、コミュニケーションを円滑にするための携帯型ヒアリンググループシステム（以下「ヒアリンググループシステム」という。）を必要とする場合において、これらの貸出しを行うことにより、聴覚障害者及び難聴者の福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出機器及び保管場所)

第2条 貸出しを行うヒアリンググループシステムは、次に掲げるものとし、当該ヒアリンググループシステムの保管場所は、市障害福祉課とする。

- (1) 携帯型ヒアリンググループシステム（アンプ）（20m可搬型ドラム付ループアンテナ、有線マイク1本付属）
- (2) ワイヤレスチューナーユニット（アンプに組込済み）
- (3) スピーチ用ワイヤレスマイクロホン
- (4) ツーピース形ワイヤレスマイクロホン
- (5) ワイヤレスアンテナ
- (6) 10Wアンプ付スピーカー（10m接続ケーブル付属）
- (7) ヒアリンググループ専用受信機（5台）

(貸出しの対象者)

第3条 ヒアリンググループシステムの貸出しの対象者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障害者及び難聴者
- (2) 市内に所在する聴覚障害者及び難聴者団体
- (3) 市内で開催する催事の主催者
- (4) 市内に所在する聴覚障害者及び難聴者に対する支援団体
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(貸出期間)

第4条 ヒアリンググループシステムの貸出期間は、貸出しを開始した日から1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 ヒアリンググループシステムを市が使用する期間については、これを優先し、

貸出しができないものとする。

(申請)

第5条 ヒアリンググループシステムの貸出しを受けようとする者は、使用する日の前日までに、防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めた場合は防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(貸出しの不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

- (1) 市外で使用する活動であるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 特定の政治活動を行うとき。
- (4) 特定の宗教活動を行うとき。
- (5) 防府市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (7) ヒアリンググループシステムを損傷するおそれがあるとき。
- (8) 管理運営上支障があるとき。
- (9) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 前項第1号の規定において、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出し及び返却の方法)

第8条 貸出し及び返却については、利用者が直接市障害福祉課に来所の上行うものとし、郵送等による貸出し及び返却は受け付けないものとする。

(利用料)

第9条 ヒアリンググループシステムの貸出しに係る利用料については、無料とする。ただし、ヒアリンググループシステムの搬送、備付け及び使用に必要な電池等の消耗品に係る費用は、利用者の負担とする。

(管理)

第10条 利用者は、ヒアリンググループシステムを適正に管理しなければならない。

- 2 利用者は、ヒアリンググループシステムを他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等、他の目的に使用してはならない。
- 3 利用者は、ヒアリンググループシステムを紛失したとき、又は重大な損傷を与えたときは、市長が相当と認める損害額又は現品により賠償しなければならない。

(返却)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにヒアリンググループシステムを返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が満了したとき。
- (2) 貸出期間内において、ヒアリンググループシステムを利用する必要性がなくなったとき。
- (3) ヒアリンググループシステムに重大な損傷を与えたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）

住所

氏名又は名称

連絡先 TEL () -

FAX () -

防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出申請書

次のとおりヒアリンググループシステムの貸出しを受けたいので、防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出要綱第5条の規定により申請します。

なお、ヒアリンググループシステムの利用に当たっては、同要綱第10条の規定に基づき適正に管理します。

利 用 者	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	住 所	
利 用 目 的		
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
利 用 場 所		
備 考		

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出決定通知書

先に申請のありましたこのことについて、防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、利用に当たっては注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

記

利用者氏名 又は名称	
利用目的	
利用場所	
貸出期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで

(注意事項)

- 貸出しを受けたヒアリンググループシステムは、適正に管理してください。
- 貸出しを受けたヒアリンググループシステムは、他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等、貸出しの目的以外に使用しないでください。
- ヒアリンググループシステムの運搬等は、利用者で行ってください。
- ヒアリンググループシステムの搬送、備付け及び使用に必要な電池等の消耗品に係る費用は、利用者で負担してください。
- 次の場合は速やかにヒアリンググループシステムを返却してください。
 - 上記の貸出期間が満了したとき。
 - 貸出期間内において、ヒアリンググループシステムを利用する必要がなくなったとき。
 - ヒアリンググループシステムに重大な損傷を与えたとき。
 - 防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出要綱の規定に違反したとき。
- 貸出しを受けたヒアリンググループシステムを紛失したとき、又は重大な損失を与えたときは、市長が相当と認める損害額又は現品により賠償しなければなりません。

第 年 月 日 号

様

防府市長 印

防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出不承認決定通知書

先に申請のありましたこのことについて、防府市携帯型ヒアリンググループシステム貸出要綱第6条の規定による審査の結果、下記の理由により不承認とすることに決定しましたので通知します。

記

(理由)